

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第二十六号  
 昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員の  
 選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。  
 昭和二十四年八月二十一日  
 鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

表

備考  
 農地調整法第十五條の十七において準用する同法第十  
 五條の二第三項各号の色分けは次のとおりとする。  
 第一号 赤色  
 第二号 青色  
 第三号 白色

鳥取縣農地委員會委員選挙投票  
 鳥取縣選舉管理委員會印

裏

○注意  
 一、候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
 二、候補者でない者の氏名は、書かないこと。  
 一、候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
 二、候補者でない者の氏名は、書かないこと。  
 一、候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
 二、候補者でない者の氏名は、書かないこと。

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員の  
 選挙において、特別投票の事務取扱場所が次のように定  
 められた。

- 第一選挙区 第一投票区(岩美郡、鳥取市) 鳥取市役所  
 第二区 (八頭郡) 賀茂村役場  
 第三区 (氣高郡) 浜村町役場  
 第二選挙区 第一投票区(西伯郡、米子市) 米子市役所  
 第二区 (東伯郡) 倉吉町役場  
 第三区 (日野郡) 根雨町役場

# 鳥取縣公報

## 告示

昭和二十四年八月二十三日 火曜日  
 第二千三十九号

### ◇鳥取縣告示第四百五十八号

木材業者及び製材業者登録規則第四條の規定により次のように登録した。

昭和二十四年八月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住 所	氏 名	材種	登録番号	登録年月日	営業所工場の位置
日野郡日光村大河原一四七七	安田直記	木材業	鳥取縣24受林 第一九五六号	昭和二十四 年八月十八日	同上大河原七六二
東伯郡上郷村山田字道ノ上 一一〇ノ一	上郷親和林材組合 組合長 平野篤平	製材業	同一九五九号	同	住所に同じ
同	同	木材業	同一九六〇号	同	同
同倉吉町駄経寺二二九ノ一	海田興業有限公司	製材業	同一九六一号	同	同
同	同	製材業	同一九六二号	同	同
同宮川町一五九ノ二三	東亞造船工業株式会社	一貫作業	同一九六三号	同	同
同東岩倉町二二五九	長谷川定雄	木材業	同一九六三号	同	同



五二八七〇	氣高郡勝谷村寺内一三七ノ二勝谷農協組	五一九〇二	社村不八岡一八	田中久雄
五一九〇六	東郷村今在家二三八	五一九三〇	下北條村下神一八六	下北條農協組
五二八五四	大和村倭文二四〇ノ三	五二八九五	高城村下米積四四一	安田松吉郎
五一九三七	同横枕三四八	五二八九五	同服部三〇八	吉田知則
五一九〇五	松保村布勢二七九	五二八三九	上山村樋口一三三	樋口共同搾油所
五二八九一	寶木村一五六一	五二八三四	高城村上福田二三七	徳永政勝
五二八九三	浜村町勝見六六〇	五二八二四	長瀬村長瀬二四七	長瀬農協組
五二九二七	寶木村寶木八九八ノ一	五二八五二	南谷村大鳥居二二〇	南谷同
五二九一七	吉岡村吉岡六三〇	五二四八九	浦安町金市一五四	小豆沢 敏
五二九二五	湖山村湖山一二五八	五二八四一	浦安町出上二八七ノ一	成美農協組
五二八五五	鹿野町鹿野一六二八	五二八三三	下郷村光好五六三	杉原逸治
五二八四四	東伯郡上小鴨村上古川一六七上小鴨農協組	五二八四六	西郷村伊木九二	田中平治
五二八八〇	大誠村島九二二	五二八二六	浦安町上伊勢一三〇	浦安生産加工販 売組合
五二九二三	同西園一〇九一	五二八八八	西伯郡大和村小波一〇二二	林原善考
五二八四八	由良町大谷	五二八七九	大和村佐陀四九六	松井 規
五二八六六	同妻波	五二八六六	光徳村西坪二四五	光徳農協組
五二九二二	中北條村江北七三八	五二八六七	天津村阿賀五四四	景山 行
五二九二四	北谷村福本二二〇			

五二八三三	庄内村古御堂	五二八六二	道笑町二丁目二七三	榮化学工業株式会社
五二八九二	幡郷村大殿九九七	五二八七四	西福原一三五六	米子第一農協組
五二九二五	中浜村佐斐神一〇七〇	五二九一六	旗ヶ崎五五九	縣立農産加工所
五二八六四	尙徳村青木五五〇	五二九一三	日野郡江尾町一八七二	大岩公昭
五二八六一	成美村石井三三二	五二九一〇	二部村二部	谷口忠雄
五二九二〇	御來屋町一〇二三			
五二八八四	法勝寺村法勝寺四二二			
五二八六九	法勝寺村法勝寺四二二			
五二九二〇	淀江町淀江二二〇			
五二九一六	同淀江			
五二八一七	逢坂村松原一二七四			
五二八五六	同中池谷			
五二八二五	高麗村上万ノ宮			
五二八七八	光徳村西坪四八九			
五二八九〇	米子市天神町一丁目四八			
五二八四〇	道笑町四丁目一一			
五二八二二	角盤町三丁目九四			
五二八三二	灘町三丁目一四九			

### 選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第二十七号

農地調整法第十五條ノ十九第二項の規定による、同法第十五條ノ二第三項各号の区分毎の選舉權を有する者の總数の二分の一の總数は、次の通りである。

昭和二十四年八月二十三日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分 選舉權を有する者の總数の二分の一の總数

第一選舉区	一號	五、二二四
	二號	四、四八〇
	三號	二五、九九〇

第二選挙区

一、九、六一四  
二、七、〇九二  
三、四、九〇二

正 誤

昭和二十四年八月五日鳥取縣公報第二千三十四号鳥取縣教育委員会規則第十三号四頁上段三行第十号は第十三号に、八頁参考事項中(3)都市計画法は都市計画法の誤(正)き正誤する。

# 鳥取縣公報

号

外 火 曜 日

## 農地選舉告示

### ◇選舉告示第一号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員の総選挙に於て次のとおり推薦候補の届出があつた。

昭和二十四年八月二十三日

鳥取縣農地委員会委員選挙第一選挙区選挙長 山 根 誠 四 郎

記

届出月日	委員候補者 氏名	農地調整法第十 五條ノ二第三項 各号ノ区分	職業	性別	生 年 月 日	住 所
昭和二十四年 八月二十三日	有本健太郎	第一号	農業	男	明治三十九年八月十八日	鳥取市富安一ニ番地ノ一
同	寺坂直次郎	第三号	同	同	同四十四年三月八日	鳥取縣岩美郡津ノ井村生山六二
同	加藤重藏	同	同	同	大正三年十月十一日	鳥取縣氣高郡大和村大字倭文四一 二番地ノ四
同	谷口壽瑛	同	同	同	明治四十一年十一月五日	鳥取縣八頭郡西郷村小畑一六三番地

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル)  
火金 曜日發行(時ハ翌日)

昭和二十四年八月二十三日 号

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可